



勤退共発第95号
令和4年9月13日

(一社) 全国住宅産業協会 殿

独立行政法人
勤労者退職金共済機構
理事長 水野正



建設業退職金共済制度の普及促進の協力方のお願について

建設業退職金共済制度の運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当制度は発足以来58年目を迎え、現在この制度に加入している共済契約者(事業主)は17万事業所、被共済者(労働者)は216万人余りに達し、この間の退職金受給者は263万人を超え、建設業で働く現場作業員の退職金制度として、幅広く定着してまいりましたことは、貴団体をはじめ関係各位のご指導とご協力の賜物と深く感謝しております。

また、国や地方公共団体等の発注者のバックアップも得て、順調に制度の普及が進められて参りましたが、建設業界における人材不足や労働環境の見直しなどに対応し、良質な入職者を確保するためには、公共工事はもとより民間工事につきましても、建退共制度のなお一層の普及促進を図ることが必要となっております。

さらに、令和3年3月より、掛金の納付方法について、共済証紙貼付方式に加え電子申請による掛金納付が可能となりました。この電子申請方式を利用することにより、共済証紙の現物管理が不要となるなど事務の効率化が図られ、より便利になっております。

つきましては、工事を請け負うすべての建設事業者及び労働者に建退共制度への加入・活用が図られるよう、特段のご理解とご協力をお願いするとともに、並びに傘下会員企業に対しご周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【この文書に係るお問い合わせ先】
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
加入・履行促進事業部 事業推進課
TEL03-6731-2866

支部一覧表

支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1 北海道建設会館内	011-261-6186	011-251-2305
青森	030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館内	017-732-6152	017-722-7617
岩手	020-0873	盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-622-4536	019-653-6113
宮城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館6階	022-263-2973	022-263-3038
秋田	010-0951	秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内	018-823-5495	018-865-2306
山形	990-0024	山形市あさひ町18-25 山形県建設会館4階	023-632-8364	023-624-7391
福島	960-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター内	024-523-1618	024-522-4513
茨城	310-0062	水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-225-0095	029-225-1158
栃木	321-0933	宇都宮市築瀬1958-1 栃木県建設産業会館2階	028-639-2611	028-639-2985
群馬	371-0846	前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内	027-252-1666	027-252-1993
埼玉	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館内	048-861-5111	048-861-5376
千葉	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設センター	043-246-7379	043-203-5020
東京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5242	03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内	045-201-8454	045-201-2767
新潟	950-0965	新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内	025-285-7117	025-285-7119
富山	930-0094	富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076-432-5576	076-432-5579
石川	921-8036	金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-242-2608	076-241-9258
福井	910-0854	福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内	0776-24-1015	0776-27-3003
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館内2階	055-235-4421	055-233-9572
長野	380-0824	長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	500-8382	岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3744	058-273-3138
静岡	420-0851	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-6846	054-255-5590
愛知	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館内	052-243-0871	052-242-4194
三重	514-0003	津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-224-4116	059-228-6143
滋賀	520-0801	大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館内	077-522-3232	077-522-7743
京都	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645 京都建設会館内	075-231-4161	075-241-3128
大阪	540-0031	大阪府中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階	06-6941-3650	06-6941-3489
兵庫	651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館内	078-997-2333	078-997-2344
奈良	630-8241	奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8 和歌山県建設会館内	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	680-0022	鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	690-0048	松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	700-0827	岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館内	086-225-4133	086-225-5392
広島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28 朝日広告ビル5階	082-221-0138	082-221-7898
山口	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-9466	083-921-2655
徳島	770-0931	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香川	760-0026	高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内	087-851-7919	087-821-4079
愛媛	790-0002	松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5406	089-933-0168
高知	780-0870	高知市本町4-2-15 高知県建設会館内	088-822-6181	088-823-5662
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階	092-477-6734	092-477-6726
佐賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2778	0952-24-9751
長崎	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3階	095-826-2285	095-826-2289
熊本	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内	096-366-5111	096-363-1192
大分	870-0046	大分市荷揚町4-28 大分県建設会館内	097-536-4800	097-534-5828
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館内	0985-20-8867	0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	099-257-9216	099-256-9681
沖縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階	098-876-5214	098-870-4565

本部担当部署一覧表

本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	(月～金 9:00～17:15)
企画調整課	制度全般	03-6731-2830～2831	
電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832	
業務課	契約関係	03-6731-2849	退職金関係 03-6731-2846～7
	更新関係	03-6731-2850	移動通算関係 03-6731-2851
事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7	
履行調査課	各種調査関係	03-6731-2843	
経理課	共済証紙関係	03-6731-2871～2	03-6731-2874

各相談コーナー

本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	03-6731-2841	03-6731-2896
東京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5276	03-3206-8110
大阪	540-0031	大阪府大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館内	06-6941-3690	06-6941-3489

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方
中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234
<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- 中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171
<http://www.smrj.go.jp/>
- 清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- 林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

建退共

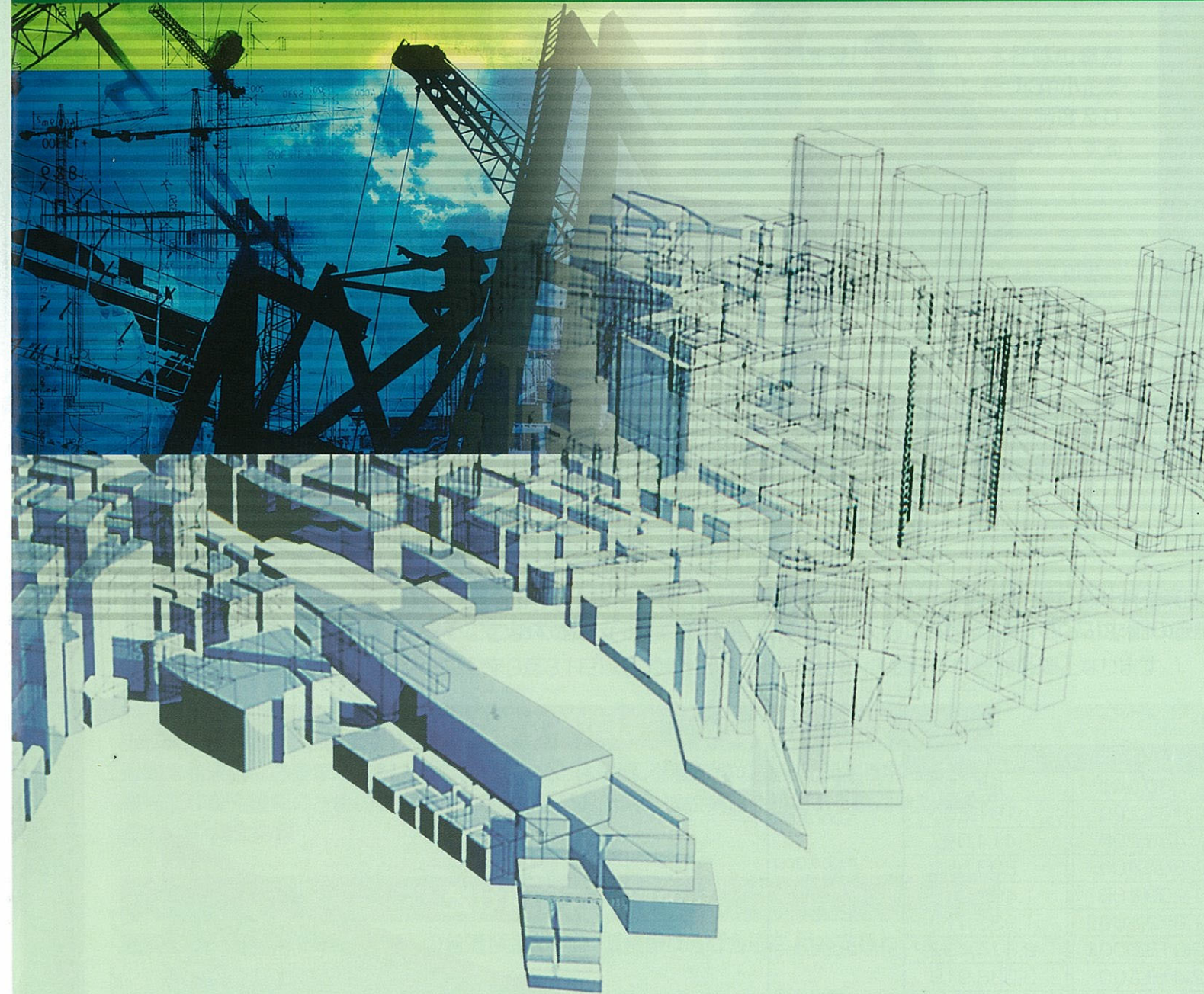
検索



03.10.80.000

建退共

建退共制度の
あらまし



けんたいきょう

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

国の制度の特長

1 安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。手続きはきわめて簡単です。

2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、働く企業がかわってもそれぞれの期間を全て通算して計算されます。

3 掛金が一部免除

新たに加入した労働者(被共済者)には、国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を補助します。

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条第1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。共済証紙の現物交付及び退職金ポイントにより元請負人が負担した下請の掛金も、工事原価に算入できます。

5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

6 電子申請で手続き可能

掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どここの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。



加入から退職金を受け取るまで

建退共制度の手順

Step ①

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているとしないにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く労働者であれば、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員などの職種を問わず日給制・月給制に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含みます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などは、その事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしております。

Step ②

加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して、各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に申し込んでください。

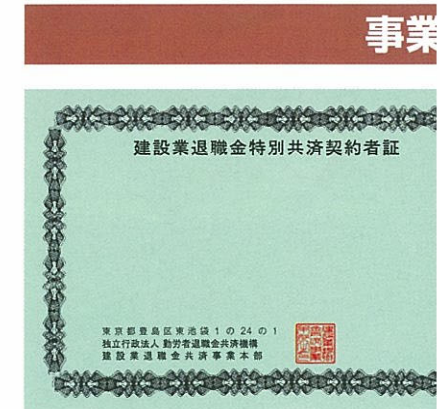
※加入の手続に関しては、費用はかかりません。



Step ③

加入すると

加入すると、事業主には「建設業退職金特別共済契約者証」



特別共済契約者証
(大手企業用)

Step ⑦

退職金を受け取るには

退職金は、労働者（被共済者）が建設関係の仕事をしなくなったとき等に、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上あったときに、受け取ることができます。退職金を受け取るには、労働者（被共済者）又はその遺族からの請求により、その請求人個人の普通預金口座に直接支払われます。

（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）



請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と住民票、退職所得の受給に関する申告書、個人番号及び身元確認のための書類等を添えて、各都道府県の建設業協会等にある建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

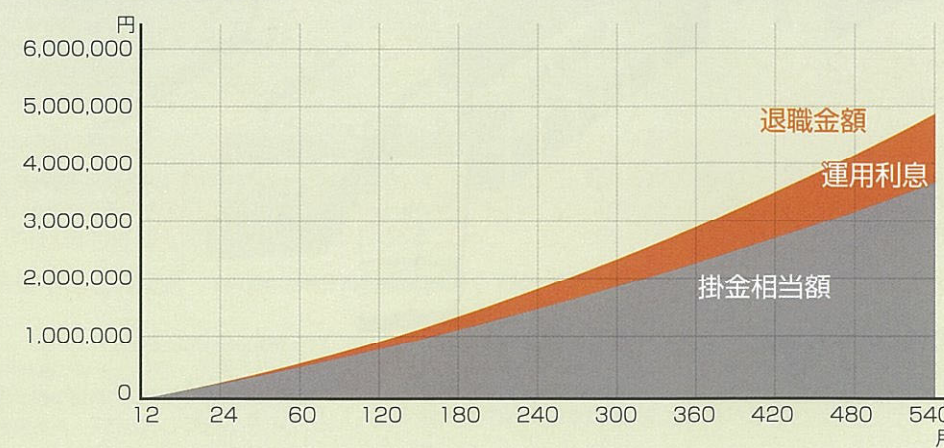
退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。

月(年)	掛金相当額(円)	退職金額(円)
12(1年)	80,640	24,192
24(2年)	161,280	161,280
60(5年)	403,200	414,087
120(10年)	806,400	893,559
180(15年)	1,209,600	1,409,319
240(20年)	1,612,800	1,933,479
300(25年)	2,016,000	2,474,439
360(30年)	2,419,200	3,038,919
420(35年)	2,822,400	3,641,031
480(40年)	3,225,600	4,268,007
540(45年)	3,628,800	4,913,127

建退共退職金額



(注) (1)この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により、共済証紙と退職金ポイントの21日分を1月と換算して計算した退職金の額です。
(2)320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額ごとに、その予定運用利回りに応じて、別に計算されます。
(3)退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。

Step 4

掛金を納めるには

【共済証紙貼付方式】

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて最寄りの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

【中小企業用共済証紙】

【大手企業用共済証紙】



1日券 320円



1日券 320円



10日券 3,200円



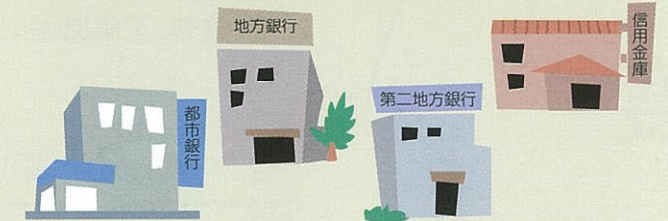
10日券 3,200円

共済証紙の貼り方は？

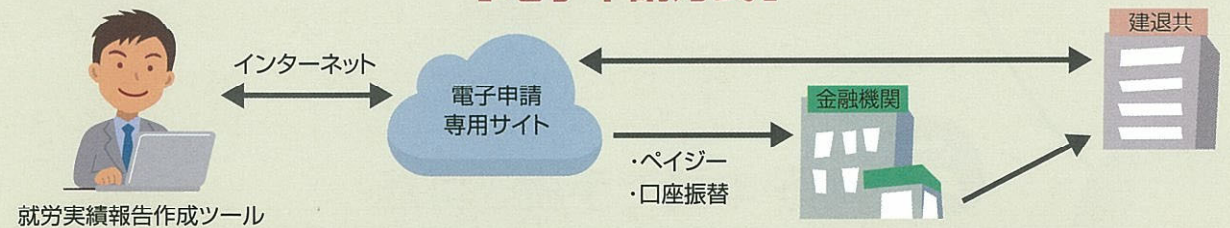
雇用している労働者に賃金を支払うつど(少なくとも月1回)、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



【電子申請方式】



電子申請方式の申請は？

就労実績報告作成ツールまたは建退共HPから「電子申請方式申込書」を出力(ダウンロード)し、建退共支部へ提出して下さい。建退共本部より仮IDとパスワードを記載した専用サイト開通通知書を送付します。
※電子申請方式は無料で利用できます。

退職金ポイントの購入は？

ペイジーまたは口座振替により「退職金ポイント」を購入してください。

就労実績ファイルの登録は？

電子申請専用サイトに就労実績を登録してください。

就労実績ファイルの作成は？

就労実績報告作成ツールに公共・民間工事を問わず働いた日数を入力し、就労実績ファイルを作成してください。

掛金の充当は？

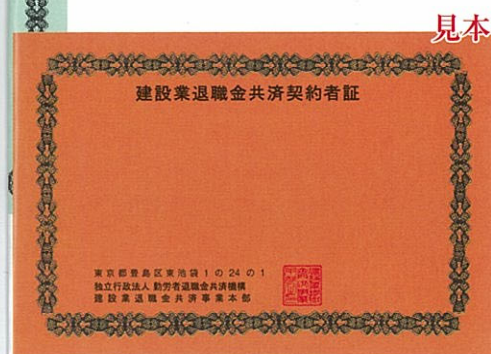
建退共本部において、労働者(被共済者)の就労実績に基づき、あらかじめ購入された退職金ポイントを掛金へ充当(納付)します。

※掛金は全額事業主が負担するものであり、給与の天引き等で一部でも労働者に負担させることはできません。

職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

主には？

見本



共済契約者証(中小企業用)

現場で働く人には？

見本



初回交付の共済手帳(掛金助成)

見本



2冊目以降の共済手帳

Step 6

労働者が(被共済者)退職したときは

労働者(被共済者)が退職した時は、共済手帳を必ず労働者(被共済者)に渡してください。あわせて、建設業の事業所が変わっても制度に加入している事業所であれば、引き続き退職金の掛金納付が継続できることを説明してください。
退職金の受給資格を有する労働者(被共済者)に対しては、退職金の請求ができる旨お伝えください。

Step 5

共済手帳の更新時期は

「手帳更新申請書」又は「手帳更新申請書(掛金助成)」に必要な事項を記入して、共済手帳を添えて各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。

250日分の共済証紙を貼り終えた場合は？

共済手帳に250日分(1冊目の掛金助成手帳は200日分)の共済証紙を貼り終えた場合は、更新手続きを行ってください。

次回更新時期が到来した場合は？

令和2年11月以降に建退共が発行した共済手帳の表紙には、「次回更新時期」が記載されています。「次回更新時期」が到来したときは、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

次回更新時期が記載されていない共済手帳の場合は？

交付日から2年を経過した共済手帳は、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

※電子申請方式を利用されている場合は、電子申請専用サイトを通じて更新時期をお知らせします。

建退共制度の運用方法と 発注者による普及徹底のための措置 及び履行状況の確認について

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-2 4-1 (ニッセイ池袋ビル20階)

電話:03(6731)2831 FAX:03(6731)2895

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

支部名

建退共制度のあらまし

建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)は、昭和39年10月に中小企業退職金共済法の改正によって、建設現場で働く労働者の福祉対策の一環として設けられました。この制度は、建設現場労働者が事業主を転々とかえても建設業という一つの業種に就労する特殊な雇用形態に鑑み、建設業の仕事に従事しなくなったとき、各事業主の雇用した期間を全部通算して退職金が支払われるというもので、いわば**建設業界内の退職金制度**です。

本制度は、この法律によって設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)が全責任をもって運営しておりますので、安全かつ確実です。

なお、**公共工事では、建退共制度の掛金相当額は工事費の中に現場管理費の一部として含まれています。**受注者は、建退共制度への加入、共済証紙、または、電子申請による退職金ポイントの購入等について適切な対応を行うことが求められます。

[建退共制度の運用方法について]

証紙貼付方式または電子申請方式を採用するかは原則、工事ごとに元請が選択します。証紙貼付方式を選択した場合は、退職金の掛金は、事業主が労働者の持っている共済手帳に共済証紙を就労日数に応じて貼付し、消印することにより(掛金助成手帳については、掛金助成欄の消印も併せてすることにより)納付されます。電子申請方式を選択した場合は、購入した退職金ポイントから、事業主が建退共に報告した被共済者の就労状況に基づき掛金として充当されます。この事業主が負担する充当掛金については、全額免税措置が講ぜられております。

退職金の額は、貼付された共済証紙、消印された掛金助成欄及び電子申請により掛金納付された合計日数を21日分で1カ月とし、その納付月数により「退職金早見表」P5の表のように支給されます。

掛金となる共済証紙及び退職金ポイントの購入額については、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入することとなります。

なお、就労予定日数の的確な把握が困難である場合には、機構が定めた「掛金納付の考え方について」(P4)を参考にしてください。

[発注者による普及徹底のための措置について]

中央建設業審議会(建設大臣の諮問機関)は、昭和40年建設労働者の労働条件が工事施工面に重大な影響を及ぼすとの理由から、入札参加業者の選定に当たって「労働福祉の状況」を考慮するよう勧告しました。

平成6年度からは経営事項審査において「労働福祉の状況」の一項目として「建退共制度への加入の有無」が客観的評価対象となりました。

公共工事の発注者である国土交通省をはじめとする多くの国の機関、地方公共団体等においては、建退共制度の普及徹底を図るため、次のような措置を講じております。

(1) 掛金の積算

(イ) 国土交通省においては、直轄工事に依る工事費の中に掛金相当額を現場管理費の一部として積算しており他の省庁、旧公団等においても、同様の積算措置が講じられております。

(ロ) 昭和41年度からは補助事業に係る工事費の中に掛金相当額を積算することとし、都道府県及び指定都市に対し通達されております。

なお、これを受けて各都道府県は、管内の市町村に対し同趣旨の通達を出しております。

(2) 加入履行の促進措置

(イ) 公共工事の受注に必要な経営事項審査において、建退共制度への加入の有無及び建退共制度の適正履行を確認するため「経営事項審査用建設業退職金共済事業加入・履行証明書(様式第103号)」P5 [図1]を提出(提示)させております。

また、建設業者からの指名願に際しても、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を提出させております。

なお、機構では、「経営事項審査用建設業退職金共済事業加入・履行証明書」発行の際に共済手帳及び共済証紙の受払いの状況を明らかにした「共済手帳受払簿(様式第029号)」P5 [図2]及び「共済証紙受払簿(様式第030号)」P7 [図8](写し)等の添付を義務づけ履行状況の確認を行っております。

当該「共済証紙受払簿」(写し)は、工事を発注した機関が必要に応じて閲覧することができますので、建退共各都道府県支部にお問い合わせください。

[履行状況に関する発注機関の確認等]

(1) 工事契約時

- (イ) 工事契約を締結した場合は、証紙貼付方式を選択した事業主からは、購入の際に金融機関が発行する「掛金収納書」P6 [図6]（「掛金収納書提出用台紙(様式第033号)」P7 [図7]に貼り付けたもの）を契約締結後1ヶ月以内に、また、電子申請方式を選択した事業主からは、退職金ポイント購入の際に建退共が発行する「掛金収納書(電子申請方式)」P8 [図10]を原則として契約締結後40日以内に提出させております。その際、「掛金納付の考え方について」(P4)記載内容の確認を行います。
- (ロ) 請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が予定より増加した等により共済証紙もしくは退職金ポイントが不足する場合は、追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時まで提出させております。
- (ハ) 工事発注の現場説明において、共済証紙購入及び共済手帳への共済証紙の貼付・消印、または、退職金ポイントの購入および掛金充当の必要性等を説明事項としております。
- (ニ) 受注業者が工事を下請業者に施工させる場合は、共済証紙または退職金ポイントをまとめて購入して、下請業者に交付・充当すること等を勧奨しております。購入にあたり、受注業者は下請業者から「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(建退共事務受託様式第6号)」P6 [図4]の提出を求め、必要な掛金購入額を合理的に算定します。
- (ホ) 共済証紙の貼付状況及び退職金ポイントの購入状況など掛金充当状況を把握するため必要があると認めるときは、「工事別共済証紙受払簿(様式第032号)」P7 [図9]、「掛金充当書」P8 [図11]、その他関係資料の提出を求めることがあることとしております。また、建退共制度に加入していなかったり、共済証紙の購入、貼付・消印、または退職金ポイントの購入、掛金充当が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあることとしております。
- (ヘ) 工事発注の都度、受注業者に対し「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(本部見本)」P8 [図12]を掲示させることとしております。

(2) 工事完成時

工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(様式第031号)」P5 [図3]及び「工事別共済証紙受払簿(様式第032号)」P7 [図9]の提示を求め、共済証紙または退職金ポイント購入日数が掛金充当日数と著しく乖離していないか掛金収納書の内容と照合し、履行状況の確認を行います。なお、必要に応じて、「掛金充当書」P8 [図11]や「被共済者就労状況報告書(建退共事務受託様式第4号)」P6 [図5]の提示を求めるなど、特に注意して確認を行うこととし、購入日数に対し、充当日数が大幅に下回る場合は、対応について聴取を行うこととしております。

(3) 履行確認後の対応等

履行状況を確認した結果、著しく不適切な処理を行っていた場合、元請事業主に対して本来講ずべき措置を適切に講じるよう指導を行い、それでもなお、改善が見られない場合においては、必要に応じて許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講ずることになるので、その旨を許可行政庁に通知することとしております。

責職におかれましても、建退共制度の趣旨をご理解いただき、制度の普及徹底のための特段のご協力をいただきますようお願いいたします。

共済証紙及び退職金ポイントの購入については、 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、 それに応じた額を購入することとなっております。

上記の的確な把握が困難な場合は、下表を参考にしてください。

なお、これによって算出された購入額は、総工事費に対する参考値であることに留意してください。

《掛金納付の考え方について》

下記は、総工事費に占める共済証紙購入または退職金ポイント購入の割合について、「労働者延べ就労予定日数の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right]$ を乗じた値を参考としてください。

工事種別 総工事費		土木					
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～	9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～	49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～	99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～	499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費		建築		設備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～	9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～	49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～	99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～	499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注)総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

《退職金早見表》
(単位：円)

掛金納付月数	掛金額	退職金額
1年(12月)	80,640	24,192
(18月)	120,960	49,728
(23月)	154,560	78,624
2年(24月)	161,280	161,280
5年(60月)	403,200	414,087
10年(120月)	806,400	893,559
15年(180月)	1,209,600	1,409,319
20年(240月)	1,612,800	1,933,479
25年(300月)	2,016,000	2,474,439

(注)

- (1) この早見表は、最初から日額320円ではじめた人の場合で、証紙252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。
- (2) 320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額に応じて別に計算されます。
- (3) 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
- (4) 掛金納付月数が12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となります。

【図1】《経営事項審査申請用建設業退職金共済加入・履行証明書(本部見本)》

様式第103号 経営事項審査申請用

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

年 月 日

独立行政法人労働者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部長 殿

住所
申請者 名 称
(共済契約者) 代表者
電話番号

① 共済契約成立年月日 年 月 日	④ 直前決算日における直近1か年度の元請から受けた電子申請による掛金充当額 円
② 共済契約者番号	⑤ 直前決算日における直近1か年度の元請から受取で交付を受けた証紙の金額 円
③ 建設キャリアアップシステム事業者ID	⑥ 事務委託者番号
④ 直前決算日における従業員数 人	⑦ 決算日及び決算期間 年 月 日～年 月 日
⑤ 直前決算日における直近1か年度の千歳更新数 冊	⑧ 工事施工高 (土木) (建築・その他) 公共工事 千円 民間工事 千円 合計 千円
⑥ 直前決算日における直近1か年度の延べ雇入額 円	
⑦ 直前決算日における直近1か年度の元請から受取で交付を受けた証紙の金額 円	⑨ その他
⑧ 直前決算日における直近1か年度の元請から受取で交付した証紙の金額 円	
⑨ 直前決算日における直近1か年度の電子申請による掛金充当額(自社) 円	

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 明 号
年 月 日

独立行政法人労働者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
本部長

【 共済証紙貼付方式・電子申請方式(共通) 】

【図2】《共済手帳受払簿》

(様式第029号)

共済手帳受払簿

共済契約者番号		住所 名 称	電話番号
被共済者氏名	被共済者手帳番号	種目	手帳交付年月日 年 月 日
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
更	更	更	更
決算日現在の被共済者数		人	

(注) (1) 「雇主」の適用の届出、
①受取られた手帳には「資料」。
②被共済者が退職し、本人に手帳を交付した場合は「本人」。
③被共済者が退職し、退職金請求書に添付した場合は「請求」。
④被共済者が退職し、被共済者から退職金請求書に添付した場合は「請求」。
⑤手帳を失った場合は「手帳」。
(2) 既に共済手帳を所持している者を新たに雇用した時は、雇用した年月日を手帳受払簿交付年月日に記入していただく。

【図3】《建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表》

様式第031号

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年 月 日

表注者
業 界
受注者
住所
名 称

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場ID

工事期間
年 月 日 ~ 年 月 日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体
労働者延べ就業日数 人日
本工事に従事した事業者数(元請を含む) 件
本工事に従事した労働者数 人

(2) 建設業退職金共済制度対象労働者
建設業退職金共済制度対象労働者延べ就業日数(掛金充当日数) 人日
採用した方式
□ 電子申請方式 □ 証紙貼付方式
・事業者数(元請を含む) 件
・対象労働者数 人

(参考：工事全体の数を記入すること)
・建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 人日
・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数 件
・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 人

【電子申請方式】

[図10] 《掛金収納書（電子申請方式）》

掛金収納書（電子申請方式）
(共済契約者が発注者へ)

共済契約番号

共済契約者名

JVの場合は
共同企業体名

掛金収納書番号
(お間違いの無い様は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)

収納年月日

退職金ポイント購入額			
単価	購入日数	購入額	
310円 (中心企業用)	日		円
310円 (大半企業用)	日		円
合計	日		円

工事情報

工事の区分

工事種別

その他

発注者名

発注契約の工事種別および工事名

総工事費 円

当該工事の退職金ポイント購入の考え方

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
発注契約には従っていません。
また、公共工事を通じた場合には、発注者等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(備考)
建設キャリアアップシステム登録情報
本工事を施工する下請発注者を含めた建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無)
発注者側の建設キャリアアップシステム事業者ID

本工事について、下請発注者を含めた施工体側の登録の有無 (有) (無)
本事業者の建設キャリアアップシステム事業者ID

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有) (無)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

[図11] 《掛金充当書》

掛金充当書番号：
掛金充当書（工事別）

共済契約者 年 月 日

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム
事業者ID

工事種別および
工事名

工事コード

建設キャリアアップシステム
現場ID

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
電子印鑑

貴社の工事助定（）から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

期間（西暦年月）	充当日数	充当金額
		退職金ポイント残高

■ 内訳

No.	共済契約者番号	共済契約者名	被共済者数	単価(円)	日数(日)	充当金額(円)	CCUS
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
計							

※ 建設キャリアアップシステム登録事業者は、CCUS欄にO印を記載

[図12] 《建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識》

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に加入していれば、退職金を受け取ることができます。

工事名 発注者名

元請事業所名 契約者番号

労働者の方へ
退職金は、掛金納付月数が12月(21日分を1か月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、本人へ直接支給されます。雇用主が建退共に加入しているか調べることができます。

事業主の方へ
退職金制度の適用を受けられますので、建退共に未加入の下請事業主は加入しましょう。共済証紙貼付方式以外に電子申請方式も利用できます。退職金共済手帳の更新手続きを忘れず。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共事業本部

〒1170-8055 東京都墨田区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階 ☎03(6731)2831

(表)

標識（シール）掲示のお願い

① この標識は、建設工事現場で働く建設業者及び建設労働者の方たちに建設業退職金共済制度に対する意識を高めて頂くために作成したものです。

② この裏紙をはがして、表側の標識を

工事現場の出入口
現場事務所
労働者宿泊施設等

工事現場で働く方たちの見やすい場所に貼り付けて下さい。

(裏)